

商品概要説明書

<大口定期貯金（単利型）>

（令和7年1月1日現在）

1. 商 品 名	・大口定期貯金（単利型）
2. 販売対象	・法人及び個人
3. 期 間	・定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ・期日指定方式 1か月超5年未満 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続又は元利金継続）の取扱いができます。
4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括預入 ・1,000万円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税 金 （5）金利情報の入手方法	・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後及び満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・個人の場合は20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税、法人のものは総合課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。又は、窓口でお問合せください。
7. 手 数 料	—
8. 付加できる 特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率） ・マル優の取扱いはできません。 ・個人の場合は通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
9. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。なお、次の（1）及び（2）の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。ただし、計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。 （1）次の預入期間に応じた利率 ①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満

	期日とした場合 ・ 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ・ 6か月以上1年未満 約定利率×50% ・ 1年以上3年未満 約定利率×70% ②預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合 ・ 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ・ 6か月以上1年未満 約定利率×40% ・ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% ・ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% ・ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% ・ 2年6か月以上3年未満 約定利率×80% ・ 3年以上4年未満 約定利率×90% ③預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合 ・ 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ・ 6か月以上1年未満 約定利率×30% ・ 1年以上1年6か月未満 約定利率×40% ・ 1年6か月以上2年未満 約定利率×50% ・ 2年以上2年6か月未満 約定利率×60% ・ 2年6か月以上3年未満 約定利率×70% ・ 3年以上4年未満 約定利率×80% ・ 4年以上5年未満 約定利率×90% (2) 次の算式により計算した利率 $\text{約定利率} = \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (注) なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を通帳又は証書記載（通帳レス口座の場合はJAバンクアプリに表示）の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当会所定の利率をいいます。 ・ 中間解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率によって計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
10. 貯金(預金)保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

1 1. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品に係る相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当会又は総務部（電話：048-829-3504）にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当会総務部、又はJ Aバンク相談所にお申し出ください。 埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。詳しくはJ Aバンク相談所にお申し出ください。）
1 2. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日又は書替継続日における普通貯金利率により計算します。